

**静岡発
福祉文化の創造20年
これまでとこれから**

静岡福祉文化を考える会

目次

発信続けて20年「静岡発 福祉文化の創造」	2
第1章	
静岡福祉文化を考える会 20年史を見る	3
第2章	
大きな福祉文化の流れの中で思うこと	4
* 草創期	
平成8年 会の結成から実践展開の6年	
* 協働期	
平成14年 日本福祉文化学会静岡大会から6年	
* 実践融合期	
平成20年 静岡県委託事業展開の7年	
* 共創社会実現期	
平成27年 いかに「福祉文化の火」を拓くか	
第3章	
OUR LIFE発行103号までに託したこと	10
第4章	
社会が取り上げた「福祉文化」の数々	11
第5章	
いまこそ、「福祉文化実践の時期」 これからに向けて	12
○ 付 録「静岡福祉文化を考える会規約」	

発信続けて20年「静岡発 福祉文化の創造」

静岡福祉文化を考える会

代表 平 田 厚

「静岡福祉文化を考える会」が結成して、ここに20年を迎えた。

いま、あらためて、本会誕生のきっかけを振り返ると、日本福祉文化学会主催の「第11回福祉文化現場セミナー」を静岡県内で開催してほしいとの要請を受けて始まった議論がまずその原点の一つにあげられる。セミナーの内容は「東海地震」を意識した議論がなんとなく風化しつつある時期に、平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災の直後の開催(平成8年3月)でもあり、改めて、東海地震への備えを強固にしていこうと「阪神淡路大震災に学ぶ一災害と福祉文化一」をセミナーの主題として、開催が実現できたことを思い出す。

もう一つの原点を探ると、「福祉文化とは何か」を問いつつも、セミナーの開催実現に向けて参加した皆さんは、10代から大人社会まで、とりわけ高校生中心に約70名余りが準備委員として名を連ね、実に精力的に意見を交わした結果、なんと、全国から450名もの参加者が「人間らしい豊かさをめざして いま 文化としての福祉を語る一災害と福祉文化を中心に一」に、2日間熱心な議論が展開された。ここには、今日問われている、「若者の存在」をはっきり実社会に訴えている輝かしい姿があった。こうした尊い道程を経て、身近な生活圏域において、人々が共に豊かに暮らし合う地域づくりにむけた地域活動・市民活動集団を組織化しよう、決して与えられる福祉ではない、創る福祉でありたい、制度による福祉ではない、足元の福祉をと「静岡発 福祉文化の創造」として、平成8年9月1日に「静岡福祉文化考える会」が多くの関係機関・団体・実践者の温かいご理解とご支援により結成し、ここに20年の節目を迎えた。

本会の規約に、「活動基調」を次のように掲げている

- (1) さまざまな分野で活動する人たちが、専門分野と世代を超えて交流を図る。
- (2) 会員だけが求心的・閉鎖的に集うのではなく、広く市民に拓かれた活動をめざす。
- (3) 既存の福祉組織の活動から取り残された問題や新しく発生してきた問題を大切に、常に市民生活に密着した活動をめざす。

本会は、この3つの基調をもとに、あくまでも「市民性」を柱立てにして、専門性と市民性いかに「融合」し、今日の社会問題を私たちの問題として共有し、解決に向けて取組むことが出来るか、県民に拓かれた学習環境を提供していく目的で「地域総合型学習」の機会を企画することにも心掛け、世代や領域を超えた学び合いをめざし検証してきた。

このたび発行した「静岡発 福祉文化の創造20年 これまでとこれから」は、本会の20年の歩みを「OUR LIFE」(本会広報誌)と社会が取り上げた記事をもとに、これまでのプロセスを大切に、今一度原点に戻りこれからの地域づくりにむけた課題提起としたい。多大なご理解とご支援をいただきました関係機関・団体・実践者に、謹んで感謝申し上げます。

第 1 章

静岡福祉文化を考える会 20 年史を見る

本会の 20 年を振り返って見ると、改めて、いくつか項目仕立てにしてまとめることが出来る。それは、本会の規約にある内容を、それぞれの時代に対応して実践してきた結果ともいえる。既に、前述しているが、本会の規約に「活動基調」を次のように述べている。

- (1) さまざまな分野で活動する人たちが、専門分野と世代を超えて交流を図る。
* 「市民性」を重視し、制度や専門性に左右されない市民性をいかに高めていくかである。
- (2) 会員だけが求心的・閉鎖的に集うのではなく、広く市民に拓かれた活動をめざす。
* 一貫して「公開型研修会」とし、いかに市民性を高めていくかを求めた。
- (3) 既存の福祉組織の活動から取り残された問題や新しく発生してきた問題を大切に、常に市民生活に密着した活動をめざす。
* 7 年間の静岡県委託事業「一人でも安心して暮らせる地域づくり事業」は、「長寿者の孤立・孤独防止」問題を通して、日常の生活圏域において支え合う仕組みを構築できるか、コミュニティの再構築の地域課題にもなっている。

- | | | |
|---------|---|----------------------------------|
| 平成 8 年 | ① | 身近な話題をもとに…晩婚化から「結婚する、結婚しない」論議 |
| 平成 9 年 | ② | 結婚により、「共働き社会」に何が生じてくるかの論議 |
| 平成 10 年 | ③ | それぞれ夫婦が、一体「地域」とどう向き合っているのかの論議 |
| 平成 11 年 | ④ | 地域の中で「家庭の機能」はいかにあるべきかの論議 |
| 平成 12 年 | ⑤ | 家庭・家族の中心は一体誰か「父親（お父さん）の存在」論議 |
| 平成 13 年 | ⑥ | 2001 年・ボランティア国際年を迎えて、ボランティア活動論議 |
| 平成 14 年 | ⑦ | 労働と福祉から「働く人（大人）の暮らし」論議 |
| 平成 15 年 | ⑧ | それでは、「青年の生きがい」はどうかの論議 |
| 平成 16 年 | ⑨ | 平成 10 年に議論した「地域」—その 2—の論議 |
| 平成 17 年 | ⑩ | 「子どもたちを取り巻く社会環境」を論議 |
| 平成 18 年 | ⑪ | 平成 17 年に引き続き「子どもと地域環境」論議 |
| 平成 19 年 | ⑫ | いよいよ「団塊の世代」論議に入った |
| 平成 20 年 | ⑬ | この年から「県委託事業」始まる 「長寿者の自立」 |
| 平成 21 年 | ⑭ | 県委託事業 2 年目 「長寿社会（地域づくり）」 |
| 平成 22 年 | ⑮ | 県委託事業 3 年目 「生活圏域での支え合い」 |
| 平成 23 年 | ⑯ | 県委託事業 4 年目 「生活圏域での一人ひとりの居場所」 |
| 平成 24 年 | ⑰ | 県委託事業 5 年目 「家族機能と居場所」 |
| 平成 25 年 | ⑱ | 県委託事業 6 年目 「ご近所で居場所」 |
| 平成 26 年 | ⑲ | 県委託事業 7 年目 「人々が豊かに暮らせる地域づくり」（総括） |
| 平成 27 年 | ⑳ | 20 年を総括「静岡発 福祉文化の創造」 |

第 2 章

大きな福祉文化の流れの中で思うこと

本会の20年を振り返ると、大きく「草創期」（会結成から実践活動6年間）「協働期」（日本福祉文化学会静岡大会から6年間）「実践融合期」（静岡県委託事業7年間）「共創社会実現期」の4つの流れを見ることが出来る。

●草創期 会の結成から実践活動の6年

平成8年3月に、日本福祉文化学会の要請で、「第11回福祉文化現場セミナー」を浜松市で開催するに当たり参集した10代から70代までの同士が、大きな成果を手応えに、「静岡発 福祉文化の創造」をもとに「静岡福祉文化を考える会」が誕生した。その後、「結婚問題」「共働き」「家族」「父親」「ボランティア活動」「障害者の自立」「働く人々の生きがい」とその年度の社会問題を活動テーマに「公開型研修会」を県内の福祉施設よ当事者組織との協働開催や、地域に出向き開催した。

●協働期 平成14年 日本福祉文化学会静岡大会から6年

平成14年、本会結成7年目に、「第13回日本福祉文化学会大会」の開催県となった。その前2年間に、県内の関係者に呼びかけ、組織化を図るとともに、京都、高知各県で開催した学会大会を視察し準備に入った。これまで、試みていなかった「プレ学会大会」を開催市（裾野市）の多大なご支援のもと実現できた。社会福祉法人 富岳会の全面的な支援があつての学会静岡大会であった。

ここで、誕生したのが「福祉文化研究セミナー」であった。ここでも、関係者の熱い思いがあつて「静岡発 福祉文化の創造」が活かされ、今日までに第14回のセミナーの開催につながっている。

「若者の生きがい」「あらためて、地域とは」「子どもを取り巻く地域環境」「団塊の世代」等の社会問題を活動テーマにしている。この6年間は、大学と地域社会をつなぐ役割を果たし、「はっぴい祭り」「わんぱくあそびフェスティバル」と多彩な団体との協働による活動を展開した。

●実践融合期 平成20年 静岡県委託事業展開の7年

平成20年、本会結成713年目に、任意団体である本会に「一人でも安心して暮らせる地域づくり事業」の委託要請を受けた。これまで12年間は主に「長寿者」をキーワードとした活動には取り組んでこなかったこともあり、長寿者を取り巻く社会問題を、

主には平成20年度においては「長寿者の自立」を基盤に、あくまでも長寿者の自助努力を基に事業を展開し考察をした。しかしながらここでは、長寿者自身にだけ問い正しても深刻さは変わらない現状が浮き彫りになった。一生懸命に努力をしても、これ以上の努力には限界がある長寿者もいる事の現実である。

そこで、平成21年度は、「地域社会とは」を事業課題に、人々が努力して気づきあげた地域環境の中で、長寿者の自立をいかに支えられるか「地域社会のあるべき機能」を検証しようと事業に取り組んだ。その結果、一般的に「地域社会」を把握しようとしても、理論的、抽象的な結果に陥ってしまう議論では、真の問題を解決するには至らないことが明確になった。もう少し、現実の社会にあって、生活圏域の中で議論を深めることの重要性を議論していくこととした。

3年目の平成22年度の委託事業では、「地域社会」を出来る限り見える範囲で、議論しようと、「生活圏域における支え合いとは何か」を課題設定とした。ここでの「生活圏域」の定義は、取りあえず、今日、県内各市町で推進している「地区社会福祉協議会」範囲のエリアを論議の中心にした。

4年目の平成23年度は、テーマを「生活圏域における地域住民一人ひとりの居場所はあるのか」とし、地域住民がいかにして生活圏域の「地域の居場所」を確保できているかを問い正した。そして、5年目の平成24年度は、福祉の原点でもある「家庭・家族機能」を問い正し、「私たちの真の居場所こそ家庭・家族」を議論し合った。平成25年度の6年目は、これまでの5年間を関連付けて事業展開を検討し、「家庭・家族と生活圏域でも身近なご近所をいかにつなぐか」ことが出来るかに取り組んだ。

そして、7年目は「共創社会実現を目指して」をテーマにして、この6年間を総括する取り組みとして、「実践活動地区の取り組みを検証する共創社会実現研究会の取り組み」「公開型啓発学習事業」「調査研究事業」の3つの柱立てをもとに取り組む、ここに、当たり前のことを当たり前に行ける地域をめざして、次の10の提言をまとめた。

提言1 「福祉文化の創造」をもとに「豊かに暮らせる地域づくり」を検証したことから、まずは、それぞれの地域実情を確実に把握し、「地域を知ること」から始める活動に取り組み、専門性と市民性をトータルにコーディネートする役割を明らかにした地域づくりに努める。

提言2 地域の組織間調整機能の確立とあらゆる行政間部署間の協働による、学校、近隣自治会、集合住宅環境領域等との相互の連携による、総合的課題解決に向けた日頃の取り組みに努める。

提言3 実社会では、日常的に消極的な意見もあり、意識と実態に格差がみられる。地域との関わりの意識に関しては、その必要性を全体的には認めていることから、語れる・話せる環境（地域コミュニケーション力のアップ）の醸成に努め、「楽しい

地域づくり」を演出する「地域総合型学習」（地域ぐるみの福祉教育）のプログラムの開拓に努め、世代を超えた住民の意識改革による地域力の向上を図る。
現役時代から積極的な地域参加に心掛け、長寿者の自立を重視しながらも、取り巻く地域環境で世代や領域を超えて、住民一人ひとりの意見を大切に引出し、地域参加の機会をつくる。

- 提言 4 活動の原点の明確化と継続性、発展性の努力等プロセスを重視し、日ごろから、実践活動を通じて、常に地域の資源の発掘と活用と、地域の担い手の養成（人財育成）に努め、地域活動のさらなる成果をあげて、社会提言をしていくために関係機関・団体等との情報収集をし「活動財源」の確保に努める。
- 提言 5 福祉問題を決して福祉関係者だけで解決することなく、協働による福祉問題の解決に向け、地域社会全体の課題として共有し、地域活動の継続的発展につなげる「地区福祉計画」の策定の取り組みに努力をする。
- 提言 6 子どもから長寿者まで、それぞれの領域が持つ住民力をもって、世代間をつなぐ交流で「地域力の再構築」に取り組み、それぞれの地域が持つ環境にあった段階的な福祉活動に取り組む。
- 提言 7 福祉と教育を融合、とりわけ「社会福祉と社会教育の融合」による地域社会環境の醸成を図り、大人社会が、若者が地域で学び、若者こそ地域の担い手であることの存在に気づく、具体的な地域参加の機会を提供できる取り組みをする。
- 提言 8 地域の住民一人ひとりが、豊かに暮らせるコミュニティづくりをめざし、家庭環境から地域環境につなぐ必要とする生活圏域で、世代にあった情報提供のあり方を探り、地域ぐるみで支え合うため、福祉情報の共有と個人情報保護のルール化徹底に努める。
- 提言 9 日頃、行政用語や福祉用語が、専門用語のまま市民に伝える傾向にある。そのために、福祉は難しいと割り切ってしまう領域や、関係する環境を共有し得ない地域や地区住民に対して、「わかる福祉」「みえる福祉」をもって「わかりやすい学びの場」等の開拓に努める。
- 提言 10 男性や単身世帯の孤立化傾向が浮き彫りになっていることから、「当たり前のことを当たり前実践できる地域環境」に向けて、一人ひとりが、他人に頼らない「自分の居場所づくり」を持ち、地域との関係づくりをし、世代と共にかんじて「地域ぐるみの居場所」を創るか身近なところから努力をしていく。

●共創社会実現期 平成27年 いかに「静岡発 福祉文化」を拓くか

20年の節目を迎えた平成27年度は、結成以来、その活動の理念を、第一に、福祉行政から取り残された問題や、新しく発生した問題を解明しつつ、市民生活に密着した活動を目指す。第二に、市民に活動を公開し、参加を促し、発言の機会を作り、活動の促進を図る。第三に、他団体と情報を共有し、協働による活動に取り組む。 を掲げてきた。

活動基調は、(1)さまざまな分野で活動する人たちが、専門分野と世代を超えて交流を図る「専門性と市民性の融合」(2)会員だけが求心的・閉鎖的に集うことなく、広く市民に拓かれた活動をめざす。「公開型地域総合型学習の企画と実践」(3)既存の福祉組織の活動から取り残された問題や新しく発生してきた問題を大切にし、つねに市民に密着した活動をめざす。課題解決のに向けたプロセス重視」を基に、平成27年度の活動テーマを「静岡発 福祉文化の創造による豊かに暮らせる生活圏域の地域づくり」として、「啓発学習活動」「調査研究活動」「実践活動」の3つの活動の柱立てを以て展開をしてきた。特に、平成20年度から平成26年度の7年間の静岡県委託事業「一人でも安心して暮らせる地域づくり事業」で得た確かな手応えから、「若者の存在」を地域課題解決の手がかりとして、「若者の地域参加」を積極的に呼び掛け、「若者発“居場所”あり方研究会」の立ち上げと地域活動参加について「理論と実践の融合」を積極的に呼びかけてきた。参加したメンバーは、様々な地域実践活動に関わりを持ち、むしろ、いかに「大人社会」が、若者の地域参加が出来る環境を仕掛けることが出来るかを問い直す問題提起が出来たと実感する。「研究会」は、今後、若者の自発的な活動へと発展する出発点を持つに至った。もう一つの「共創社会実現研究会」の取り組みでは、本会の重要な実践活動であった「若者発 ご近所福祉かるた」の創作に全面的な関わりをいただき、大きな成果につながった1年であった。

できる限り、小地域の生活圏域で地域の課題解決に向けた話し合いの場を創り「生活圏域の地域での福祉文化論議(生活会議)」の取り組みから、「私の居場所」から「地域ぐるみの居場所」に発展させる県民参加の「公開型研修会(全体会含む)」を7回開催し、延べ277名の参加となった。

「委員会」の開催は、今年度新たに設置した自主的な活動として「若者発“居場所”あり方研究会」と「共創社会実現研究会」(いずれも公開型研究会)を設置し、「ご近所福祉かるたの創作」や「若者発 居場所あり方研究会の支援」等の研究協議の場として取り組んだ。

なんといっても、この20年の集大成として、7年間の県委託事業「一人でも安心して暮らせる地域づくり事業」から浮き彫りになった“ご近所福祉の再構築”について、世代や領域を超えて語り合い、若者の視点から“ご近所福祉論議”をし、「若者発“居場所”あり方研究会」「共創社会実現研究会」の全面的な支援のもとに、若者中心に提言された400もの読み札を精査し、尊い赤い羽根共同募金の助成事業により、昔から今日まで、四季を通じた日常生活のあそびや学びの中に取り入れられている「かるた」の創作に取り組み、当初「静岡発」を想定したものが、「若者発 ご近所福祉か

るた」として100セットが完成したことである。

完成した「かるた」は、その後“ご近所福祉”を幼児から大人まで、身近な地域の実践活動の場や行事中で、「地域総合型学習」として楽しみながら活用し、安心して暮らし合う生活圏域づくりをめざす働きかけをし、会員に24セット、関係機関・団体・個人等に17セット、各研究会に12セット、施設・グループ・サロン等に8セット、貸し出し用に、8か所（37セット）予備2セット計100セットを配置した。既に、各方面から、「活用レポート」が届き、大きな反響のもと、今後に対応する仕組みづくりの提案を含め、平成28年度の具体的な福祉実践活動につなげる、大きな手応えを得ることが出来た。

静岡県で開催した「日本福祉文化学会静岡大会」を「静岡発 福祉文化の創造」の出発点として「静岡県福祉文化研究セミナー」が誕生し、これまで14回の開催につながっている。

本会の大きな特色は、その年度の社会課題を調査研究活動として取り組んできたことである。

これまでの調査研究活動を振り返ると、

- ※平成 9年度 ①「共働きに関する調査」
- ※平成10年度 ②「私たちにとって、地域とは何かーその1ー意識と実態調査」
- ※平成11年度 ③「私たちにとって家族とはなにか調査」
- ※平成12年度 ④「父親に関する調査」
- ※平成13年度 ⑤「ボランティア活動実践者意識調査」
- ※平成14年度 ⑥「大人を対象とした生きがいと就労に関する意識調査」
- ※平成15年度 ⑦「青少年の生きがいに関する調査」
- ※平成16年度 ⑧「地域とはなにかーその2ー意識と実態調査」
- ※平成17年度 ⑨「子どもと社会環境に関する調査」（継続調査）
- ※平成18年度 ⑩「子どもと社会環境に関する調査」（総括）
- ※平成19年度 ⑪「地域活動と団塊の世代の役割に関する意識調査」
- ※平成20年度 ⑫「長寿者の生きがい、その意識と実態に関する調査」
(静岡県共同募金会助成事業)
- ⑬「日常生活と福祉情報に関する調査」(静岡県委託事業)
- ※平成21年度 ⑭「長寿社会に関する県民意識と実態調査」(静岡県委託事業)
- ※平成22年度 ⑮「いまこそ地域社会に福祉文化を拓く 生活圏域における支え合いとはなにか本音に迫る調査」(静岡県委託事業)
- ※平成23年度 ⑯「地域と私の居場所その意識と実態調査」(静岡県委託事業)
- ※平成24年度 ⑰「家族ってなに その意識と実態調査」(静岡県委託事業)
- ※平成25年度 ⑱「長寿者とつながる ホットするご近所づくりその意識と実態調査」(静岡県委託事業)
- ※平成26年度 ⑲「豊かに暮らせる地域づくりその意識と実態調査」(静岡県委託事業)
- ※平成27年度 ⑳「若者の地域参加その意識と実態調査」

と、「20のテーマ」の調査研究活動に取り組んできた。「専門性と市民性の融合」を掲げているが、この調査研究活動は、本会の大きな実績となっている。

広報・啓発活動は、結成当初から大切に取り組んできた。会員だけにとどまらず、県内外の関係機関団体、実践活動者、各種研修会等にも配布し、「福祉文化の発信」の役割を果たし、これまでに104号を発行した。

協働による「福祉文化実践活動」として(1)あしたの日本を創る協会の「生活会議」指定事業参加と助成事業実施(2)焼津市社会教育委員会主催「社会教育カフェ」支援と参加(3)静岡市ボランティア連絡協議会への加盟と連絡調整(4)「若者発 近所福祉かるた」創作に関わる関係機関・団体・NPO法人等との連絡調整(5)県内関係大学等との連携(6)NPO法人との連携(7)県内地域福祉活動実践団体・地域との連携(8)日本福祉文化学会との情報交換

このように、平成27年度は、20年の節目を意識した取り組みであったこと、また、7年間の静岡県委託事業「一人でも安心して暮らせる地域づくり事業」により県内外に発信できた「福祉文化の創造」を、さらに本会独自の活動として、発展させるべく取り組んできた。

新たな節目に向けて、本会の活動は、改めて活動の原点に戻り、組織体制を確立し、着実に「福祉文化の創造」に向けた実践活動に取り組むとともに、平成28年度に、発展的活動として自主的な活動に移行した「若者発“居場所”あり方研究会」とは、日常的な連携を維持し、これまで本会が課題提起をしてきた「若者の地域参加」をより具体的に実践していくよう支援し、本会の活動に積極的に参画できる環境づくりに努め、協働により「居場所」に関する研究を深め、地域課題解決に向けた取り組みをする。また、公開型自由研究会集団「共創社会実現研究会」の継続的な活動を通じて、生活圏域における福祉問題解決の実践プログラムとして「生活圏域の地域での福祉文化論議(生活会議)」を創り、「静岡発 近所福祉」の確立をめざし「地域総合型学習」の開拓に取り組む。

「福祉を文化にする、静岡発 福祉文化の創造」(豊かに暮らせる身近な地域づくりを日々努力する)とは何かを検証するため、平成27年度に創作実現した「若者発 近所福祉かるた」を最大限活用して、県内各地域や各地の各種研修会において、ワークショップ方式等により、意見交換や討論を交えた多様な学習方法を提案し、世代を超えて地域の課題解決に向けた「地域総合型学習」を実践する。

こうした展開を通じて、本会の理念と活動基調をもとに、情報の共有、広報啓発、人的交流、プロセスを重視し、専門性と市民性を融合し、人々が支え合って暮らし合う生活圏域を「近所福祉」と捉えて、その生活圏域における「地域課題」を掘り起し問題提起をする取り組みを、「生活会議」と置き換え実践活動に取り組む。

第 3 章

OUR LIFE 発行 103 号までに託したこと

●結成当初から、会員の熱い思いが4ページにぎっしり

第1号は、結成2か月後の平成8年10月に発行している。会結成までの道程、会員の構成状況が詳しく紹介されている。62名の内訳は、男性63%、女性37%は、有職者68%、学生19%は、いまでも語れる自慢できる本会大きな特色の一つであった。「あなたにとって福祉文化ってなに？」は見どころでもあった。その後、毎号「公開型研修会」の状況を紹介し問題提起をしている。平成10年の第12号では、県内各地で開催した「合宿セミナー」を取り上げている。「朝まで生福祉」は興味深々。平成11年までに何回も来静されている初代日本福祉文化学会会長 一番ヶ瀬康子先生の「福祉文化とは何か」は、本会にも根付いている。

●会員だけの「OUR LIFE」から、県民発に発展

平成13年に発行した第26号には、「父親に関する調査」の反響の大きさをまとめている。こうした内容を、単に会員だけが共有する情報ではなく、県民に発信していく必要性から、県民発の情報発信が始まった。第28号から第35号までは、「日本福祉文化学会静岡大会」の経過と成果、課題提起を取り上げた。その後は、会員の声を中心とした企画に移行し40号まで続く。

平成17年、10周年を迎え、これまでを振り返る企画が続く。また、大学との協働企画による活動を学生参加で盛りあがった状況を紹介。

●広報編集組織体制から個人編集の時代に入る

依頼原稿・寄稿の呼び掛けの難しさもあり、これまで「組織」発行の体制を「個人」に移行。

●市民グループとしての限界

なかなか有職会員中心の構成では、二足の草鞋を履いた活動にも限界を感じる。休刊せざるを得ない時期もあり、解散問題も浮上していた平成19年。

●県委託事業を広く県民に啓発する役割

平成20年の第49号からなんと平成26年の93号まで44号（年6回発行）発行し、長寿者の孤立・孤独防止事業に集中した。

●「若者発 “居場所” あり方研究会」の取り組み

20年の集大成、県共同募金助成事業「若者発ご近所福祉かるた」誕生、「共創社会実現研究会」「若者発“居場所”あり方研究会」の活動を紹介や他団体との協働活動を取り上げる。

第 4 章

社会が取り上げた「福祉文化」の数々

●福祉文化を発信続けて20年、常に問われた「福祉文化」とは？

これまで、結成当初から、「公開型研修会」「福祉文化セミナー」「調査研究活動」等そのたびに社会を取り巻く問題解決に向けて活動している本会の取り組みの理解と、県民への課題提起をマスコミ各社に情報提供してきた。

必ず、「一言で“福祉文化”を解釈すると……」と問われ続けて20年。 いまだに、「福祉文化とは何か」を探求し続けている本会である。 わかりやすく、見える“福祉文化”にしていく実践活動は、今後も延々と続くのだろうか。 20年を迎えて、今改めて気づくことは、人々が豊かに暮らし合う地域社会を一人ひとりが日々努力する（耕していく）道程かとも実感する。

●記者との雑談から“福祉文化”が形になる

この20年間、うれしいことに、貴会を創っては、本会の取り組みを問い、歩み寄ってくださった記者は少なからずおられたことは大いに救われた。

単に、結果報告的取材から、問題提起をする取材は実に時間を要す。 延々と語り合った結果その後、記者から「コラム」や「社説」につなげていただいたプロセスもあった。

●研修会に終始付き合い、研究協議を盛り上げていただいた時もあった

記者の方々が多忙な中で社会をとらえている。 あまり無理も言えないが、開会から閉会まで、さらには参加者の声まで聴きとり、最後に主催者としてのコメントを求め、尚且つ、数時間後に電話で確かめて記事化された時代もあった。 かなり、福祉問題に関心を持たれ記者でもあった。

●いかに、社会問題を適格に情報提供できるかの課題

情報提供も、単に、取材依頼では、なかなか活動や事業の詳細がマスコミには伝わらない。

本会の活動は、特に「福祉文化」そのものが造語の域を脱し得ない中では、具体的な状況、そしてこれまでの経緯、事業や活動が求める成果等をしっかりと本会自体が描いていかなければ真の情報提供にはなりえない。

●「静岡発 福祉文化の創造」をいかに発信できるか

平成20年の節目を迎えて、これまで多くも関係者の理解のもとに「静岡発 福祉文化の創造」を発信してきた。 これからも、本会の活動が、より良い地域社会づくりに貢献できる努力をしたい。

第 5 章

いまこそ、「福祉文化実践の時期」これからに向けて

本会は、次の新たな節目に向けた活動は、改めて「静岡発 福祉文化の創造」とは何を意味するのか、これまでの活動のプロセスを振り返るとともに、一人ひとりが豊かに暮らし合う地域社会の構築に向けて市民の視点で地域課題をしっかりと受け止め、着実に「足元の福祉」に向けた実践活動に取り組むことが求められている。

そこには、誰でもが、語り合える環境、実践できる環境を提供できる組織体制の確立を心掛けたい。

結成当時、60名程で無我夢中で活動を展開してきた会員のエネルギーも、いまや半数程度になっている心細さが浮き彫りになっている。あの時代、若者の地域意識が高まっていたからこそ実践することが出来た数々の福祉文化実践活動が、つい最近のようにも思える。

若者の存在が見え隠れしているこの時代ではあっても、決してあの時代の若者のパワーが、今の時代に決してないというわけではない。今、あらためて考えなければならないこと、それは、大人社会が若者を排他的にしていないか、もっと若者が楽しめる、学び合える地域環境を仕掛けているかを問い正していかなければならない。

いまこそ、「若者の時代」をと、本会は、20年前の活動の出発点に立って、積極的に働きかけていかなければならない。地域参加の機会を積極的に提供し、共創社会実現を目指した地域環境の再構築こそがこれからの新たな福祉文化実践尾の時期だと感じる。

平成27年度の、本会活動の一つとして設置した「若者発“居場所”あり方研究会」。最初は、参加をしてきた若者は、若者自身の居場所を考えればよいと受け止めたようだった。本会が提案したこの研究会のねらいは、もちろん若者の居場所を考えることも含まれてはいたが、本質的な目的は、市民一人ひとりに心の拠り所としての居場所があるか、そして、今社会が抱えている福祉問題解決の居場所の現状はどうか、とりわけ「長寿者」問題に特化した居場所づくりが先行している今、地域ぐるみの居場所はどうあったらよいか、災害が問われている今、災害問題にもつなげることが出来る「居場所」とは何かと、社会福祉と社会教育を融合した「地域ぐるみの居場所」を若者の視点で議論して欲しいと願っている。

一年間の彼らの活動から、うれしいことに、平成28年度から、発展的活動として自主的な活動に移行した「若者発“居場所”あり方研究会」が誕生する。本会は、この研究会と日常的な連携を維持し、これまで本会が課題提起をしてきた「若者の地域参加」をより具体的に実践していくよう支援し、「若者発ご近所福祉かるた」を有効活用し、本会の活動に積極的に参画できる環境づくりに努め、協働による地域課題解決に向けた取組みを進めたい。また、公開型自由研究会集団「共創社会実現研究会」の継続的な活動を通じて、生活圏域における福祉問題解決の実践プログラムとして「生活圏域の地域での福祉文化論議(生活会議)」を創り、「静岡発 ご近所福祉」の確立をめざしたいものである。

静岡福祉文化を考える会規約

第1章 総則

第1条（名称）この会は、静岡福祉文化を考える会と称します。

第2条（事務所）この会の事務所（連絡先）は「☎424-0841 静岡市清水区追分3丁目5-17 NPO 法人泉の会内」に置くこととします。

第2章 目的・事業・活動基調

第3条（目的）この会は、さまざまな福祉・ボランティア活動に携わる人と市民がいっしょに、地域が抱える生活全般のさまざまな問題を考えその改善のために努力していくことを目的とします。

第4条（事業）この会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業をおこないます。

- ① 情報交換活動
- ② 啓発・広報活動
- ③ 人的交流
- ④ 研究会・講演会・セミナーなどの開催
- ⑤ その他、この会の目的を達成するために必要な事業

第5条（活動基調）この会の活動は、つぎのような基調を守っていくこととします。

- ① さまざまな分野で活動する人たちが、専門分野と世代を超えて交流を図ります。
- ② 会員だけが求心的・閉鎖的に集うのではなく、広く市民に開かれた活動をめざします。
- ③ 既存の福祉組織の活動から取り残された問題や新しく発生してきた問題を大切にし、つねに市民生活に密着した活動をめざします。

第3章 会 員

第6条（会員の資格）この会の目的に賛同し協力をする個人。

原則として国籍・年齢・職業等を問いません。

第7条（入会）会員になろうとする人は、所定の申し込み用紙によって手続きをすることとします。

第8条（会費）会員は、規約により会費を納入しなければなりません。

2. 既納の会費は返済しません。

第9条（退会）会員は、いつでも役員会に通告し、退会することができます。

2. 会費を1年以上滞納した人は、委員会において退会したものとしてみなすことができます。

第4章 機 関

第10条（役員） この会の役員は、代表1名、副代表1名、事務局長1名、事務局次長1名、委員、監事とします。

第11条（役員の選任） 代表、副代表、事務局長、事務局次長、委員、監事は、会員の中から互選し、会員全体会の承認を受けます。

第12条（役員の任務） 代表は、この会を代表して会務を総括します。

2. 副代表は代表を補佐し、代表に支障が生じた場合には、の職務を代行します。

3. 委員は、事業・研究・広報・会計・事務局事務などの会務を執行します。

第13条（役員の補充） 役員が任期の途中で退任した場合には、委員会で補欠を選任することができます。

第14条（会員全体会） 代表は、年1回は、会員の全体会を招集しなければなりません。

2. 代表は、委員会が必要と認めたととき、または、会員の3分の1以上の請求があったときは、会員全体会を招集しなければなりません。

第15条（委員会） 代表は、年4回程度、委員会を招集しなければなりません。

第16条（議 決） 会員全体会の議事は、出席会員の過半数をもって決することとします。

第5章 会 計

第17条（経費） この会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってあてます。

第18条（会費） この会の会費は、「社会人 年間3000円」、「大学生以下年間1000円」とし、原則として1回払いとします。

第19条（決算） この会の決算は、委員会の議決を経たあと、会員全体会の承認を得てこれを決定します。

第20条（会計年度） この会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日をもって終わるものとします。

第6章 規約の改正

第21条（規約改正） この規約の改正は、会員全体会において出席会員の3分の2以上の賛成をえなければなりません。

附 則 平成8年9月1日施行

平成9年4月13日一部改定

平成18年4月30日一部改定